

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月二十九日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六 一〇）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（特定退職者に関する暫定措置）

2 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第十三条の二及び第二十八条第一項の規定の適用については、第十三条の二中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第二十八条第一項中「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

様式第一号を次のように改める。

退職手当請求書

年 月 日

任命権者 殿

(フリガナ)
氏 名 印

年 月 日 退職した
退職とみなされたので、退職手当を支給されるよう証拠書類を添えて請求します。

1 退職当時の職名

2 郵便番号

フリガナ	
住 所	

3 振込先

金融機関	金融機関名(フリガナ)	店舗名(フリガナ)	預金種目	口座番号(右詰め)
			普通 ・ 当 座	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。